

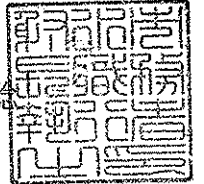
射水市告示第144号

字の区域の設定及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内において次のとおり字の区域を設定し、及び字の名称を変更するので、同条第2項の規定により、告示する。

平成17年11月1日

射水市長職務執行者 田 所 稔



1 字の区域の新設に関するもの

合併前の市町村名	従前の大字の区域を廃止し、新たに大字「大島北野」を設定する区域	
	大字名	区 域
射水郡 大島町	北 野	字西円、字南野、字大島、字八切、字中尾佐、字宮腰、字道川、字与縄及び字小右エ門作を除く全部

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

2 字の名称の変更に関するもの

合併前の市町村名	変更前の字の名称	変更後の字の名称
射水郡小杉町	北野	小杉北野
	下条	橋下条
	白石	小杉白石
射水郡大門町	本江	大門本江
射水郡下村	三箇	下村三箇
	小杉	倉垣小杉

上記の区域内にある国有地の全部を含む。